

横浜市請負工事等総合評価落札方式実施要綱

制定 平成20年3月31日 行契一第4448号
一部改正 令和6年4月1日 財契一第3423号

(趣旨)

第1条 この要綱は、横浜市工事請負に関する競争入札取扱要綱に基づく競争入札において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10の2の規定により、価格その他の条件が本市（医療局病院経営本部を除く。以下同じ。）にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合評価落札方式 総合評価一般競争入札において落札者を決定することをいう。
- (2) 工事担当局 脱炭素・GREEN×EXPO推進局、みどり環境局、下水道河川局、資源循環局、建築局、都市整備局、道路局、港湾局、水道局、交通局及び区役所をいう。
- (3) 工事担当局長 工事担当局長をいう。
- (4) 契約事務受任者等 横浜市契約事務委任規則（平成11年4月横浜市規則第37条）により市長の委任を受けて契約を締結する者、水道事業管理者及び交通事業管理者をいう。
- (5) 発注支援部署 財政局ファシリティマネジメント推進室ファシリティマネジメント推進部公共事業調整課をいう。

(対象工事)

第3条 総合評価落札方式の対象工事は、一般競争入札により契約を締結する工事のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 入札者が提示する総合的なコスト削減、性能・機能、社会的要請等の提案、技術提案に係る施工計画（以下「技術提案」という。）、簡易な施工計画、入札者の施工能力及び社会性・信頼性（以下「施工能力等」という。）と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事
- (2) 入札者が提示する簡易な施工計画及び入札者の施工能力等と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事
- (3) 入札者の施工能力等と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事

(総合評価落札方式による評価の方法)

第4条 総合評価落札方式による評価の方法は、標準点（100点）と入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が提出した技術提案、簡易な施工計画及び施工能力等（以下「技術提案等」という。）に関する資料（以下「技術資料」という。）に基づき算出した評価点（以下「加算点」という。）の合計（以下「技術評価点」という。）を当該入札参加者の消費税及び地方消費税相当額を除いた入札価格（単位：億円。以下「入札価格（税抜）」という。）で除して得られた数値（以下「評価値」という。）をもって行う。ただし、入札参加者の入札価格（税抜）が横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号。以下「契約規則」という。）（水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市水道局契約規程（平成20年3月水道局規程第7号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市交通局契約規程（平成20年3月交通局規程第11号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と読み替えるものとする。以下同じ。）第13条の2に規定する価格から消費税及び地方消費税を除いた調査基準価格（単位：億円。以下「調査基準価格（税抜）」という。）を下回る場合、総合評価落札方式による評価の方法は、調査基準価格（税抜）で除して得られた数値をもって行う。

技術評価点＝標準点（100点）＋加算点

評価値＝技術評価点／入札価格（税抜）（入札価格（税抜）が調査基準価格（税抜）を下回る場合、調査基準価格（税抜））

2 総合評価落札方式の型式は次のとおりとする。

- (1) 標準型 前条第1号の工事に該当する場合
- (2) 簡易型 前条第2号の工事に該当する場合
- (3) 特別簡易型 前条第3号の工事に該当する場合

（学識経験を有する者の意見聴取）

第5条 総合評価落札方式の実施にあつては、令第167条の10の2第4項及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の4の規定に基づき、総合評価一般競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が本市にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めようとするときに、あらかじめ、学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）2人以上の意見を聴く（以下「意見聴取」という。）ものとする。

2 前項の規定による意見聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づき落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて学識経験者に意見を聴くものとする。

3 前項において、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者から意見聴取するものとする。

（総合評価一般競争の適用及び落札者決定基準の決定）

第6条 工事担当局長は、第3条に基づき総合評価一般競争入札によることの適否を決定するものとする。

2 工事担当局長は、前条第1項の意見聴取の結果を考慮し、落札者決定基準を決定するものとする。

3 工事担当局長は、総合評価一般競争入札によることの適否及び落札者決定基準の決定について、原則として別に定める総合評価落札方式に係る事項を審議する委員会（以下「審議委員会」という。）の審議に付して決定するものとする。

（実施要領書）

第7条 工事担当局長は、あらかじめ、技術資料についての評価方法及び落札者決定基準等の詳細を定めた総合評価落札方式実施要領書（以下「実施要領書」という。）を定めるものとする。

2 実施要領書には次の掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 総合評価一般競争入札を適用する理由
- (2) 求める技術資料の内容及び提出期限
- (3) 技術資料の評価項目及び評価基準
- (4) 技術資料の要求要件及び欠格事項
- (5) 落札者の決定基準及び決定方法
- (6) 総合評価落札方式での評価結果等が公表されること。
- (7) 技術提案等が達成されなかったときの取扱い
- (8) その他必要と認める事項

（入札公告に掲げる事項）

第8条 契約事務受任者等は、総合評価落札方式を実施する際には、入札公告（入札説明書を含む。以下同じ）において、契約規則第8条第2項に規定する事項に加えて、次の事項についても掲げなければならない。

- (1) 総合評価一般競争入札による旨
- (2) 落札者決定基準については、実施要領書に記載すること

（技術資料のヒアリング）

第9条 工事担当局長は、必要に応じて入札参加者から提出された技術資料についてヒアリングを実施することができる。

（技術提案等の審査及び評定）

第10条 工事担当局長は、入札参加者から提示された技術提案等について、施工の確実性、安全性、経済性等を考慮して審査するものとする。

2 工事担当局長は、技術提案等の内容に従うと契約内容に合致した確実な施工ができずに不適切と認めるときは、当該技術提案等を不採用とすることができる。

3 工事担当局長は、入札公告及び実施要領書（以下「入札公告等」という。）

において掲げた技術資料の評価基準に基づき、技術資料の評定を実施し、技術評価点を算出するものとする。

- 4 工事担当局長は、技術提案等の審査及び評定について、原則として審議委員会の審議に付して、技術評価点を算出するものとする。
- 5 工事担当局長は、第5条第3項の意見聴取を工事担当課の技術資料審査後に行うものとする。
- 6 前項の意見聴取は、学識経験者から特に要請された場合には、評価値の算出後に行うものとする。
- 7 第5項の意見聴取において学識経験者から異議が出た場合には、第15条に規定する請負工事等総合評価落札方式審査確認委員会の審議に付するものとする。
- 8 入札者は、提出した技術資料を取り下げることができる（取下げが可能な期間及び申請方法については実施要領書に定めるものとする。）。
なお、取下げは撤回できないものとする。
- 9 前項の規定により技術資料の取下げがあった場合には、技術資料の提出がなかったものとして取り扱うものとする。

（落札予定者の決定）

第11条 契約事務受任者等は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす入札者のうち、評価値の最も高い者を落札予定者とするものとする。

- (1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
 - (2) 入札者が提出した技術資料が、実施要領書で定める欠格要件のいずれにも該当していないこと。
 - (3) 入札者の評価値が、標準点を予定価格（単位：億円）の110分の100で除して得た数値を下回っていないこと。
- 2 前項の評価値で最も高い者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札予定者を定めるものとする。
 - 3 前項の場合においては、令第167条の9後段の規定を準用する。

（入札参加資格等の確認）

第12条 契約事務受任者等は、一般競争入札（条件付）の対象となる工事の総合評価落札方式一般競争入札を実施する場合には、前条に規定する落札予定者について、入札公告に定める提出書類等により、入札公告において定めた入札参加資格等を満たす者であることの確認をするものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、契約事務受任者等は、一般競争入札（政府調達協定対象工事）の対象となる工事の総合評価落札方式一般競争入札を実施する場合には、入札参加資格確認申請者について、入札公告において定めた入札参加資格を満たす者であることの確認をし、入札公告に定める日までにその結果を通知するものとする。

（落札者の決定）

第13条 契約事務受任者等は、一般競争入札（条件付）の対象となる工事の総合

評価落札方式一般競争入札を実施する場合には、第11条に規定する落札予定者が入札参加資格等を満たすとき、当該落札予定者を落札者として決定するものとする。ただし、一般競争入札（政府調達協定対象工事）の対象となる工事の総合評価落札方式一般競争入札を実施する場合には、第11条に規定する落札予定者を落札者として決定するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、落札予定者の当該申込みに係る価格が契約規則第13条の2に規定する調査基準価格を下回る場合の取扱いは、横浜市工事請負契約に係る低入札価格取扱要綱によるものとする。
- 3 契約事務受任者等は、第1項において、第10条第6項の意見聴取を行った場合は、その結果を考慮し、当該落札予定者を落札者として決定するものとする。ただし、学識経験者から異議が出た場合には、第15条に規定する請負工事等総合評価落札方式審査確認委員会の審議に付して、落札者を決定するものとする。
- 4 契約事務受任者等は、第1項の規定により落札者を決定するにあたり、審査委員会の審議に付すことができる。

（評価結果等の公表）

第14条 契約事務受任者等は、総合評価落札方式により落札者を決定したときは、次に掲げる事項について公表するものとする。

- (1) 落札者
- (2) 落札者を決定した理由
- (3) 入札者の評価結果

（請負工事等総合評価落札方式審査確認委員会）

第15条 発注支援部署は、請負工事等総合評価落札方式審査確認委員会（以下「審査確認委員会」という。）を設け、第10条第7項及び第13条第3項ただし書における審議のほか、請負工事等の総合評価落札方式の審査確認に関して必要な事項について審議するものとする。

- 2 審査確認委員会の詳細は、別に定めるものとする。

（落札者の施工方法等）

第16条 技術提案等に基づき入札を行い落札した者に対しては、当該技術提案等に基づいて施工させるものとし、技術提案等に係る設計変更等は原則として行わないものとする。

（技術提案の使用及び保護）

第17条 技術提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、知的財産権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りではない。

（技術提案等が達成されなかったときの対応等）

第18条 入札参加者の技術資料等に、虚偽記載等明らかに悪質な行為があった場

合には、横浜市指名停止等措置要綱の規定に基づき指名停止等を行うものとする。

- 2 落札者の技術提案等が達成されなかったときは、自然災害等の不可抗力により達成されない場合を除き、落札者は本市の指定する期間内に違約金を支払わなければならない。
- 3 前項の場合、落札者が履行した内容に基づく技術評価点を再度算出した後、評価値が落札決定時と同一になるよう価格を再計算し、当該価格と入札価格（税抜）の差額に、取引に係る消費税及び地方消費税相当額を加えた額を違約金の額とする。

（総合調整）

第19条 総合評価落札方式の実施にあたり、必要な総合的な調整等は発注支援部署が行うものとする。

（その他）

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
（横浜市請負工事等総合評価落札方式試行要綱の廃止）
- 2 横浜市請負工事等総合評価落札方式試行要綱（平成18年7月11日制定）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この要綱の規定は、施行日以後に公告する工事から適用し、施行日の前日までに公告した工事については、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、施行日以後に公告する工事等の請負契約から適用し、施行日前までに公告した工事等の請負契約については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年7月2日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 令和元年9月30日までに横浜市契約規則（昭和39年3月第59号）第74条による引渡しを受ける工事については、第11条中「110分の100」を「108分の100」として適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年3月31日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、施行日以後に公告する工事等の請負契約から適用し、施行日前までに公告した工事等の請負契約については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年3月30日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、施行日以後に公告する工事等の請負契約から適用し、施行日前までに公告した工事等の請負契約については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定（第2条第5号を除く。）は、施行日以後に公告する工事等の請負契約から適用し、施行日前までに公告した工事等の請負契約については、

なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。